

仕 様 書

1 業務名

健康寿命延伸に向けた高齢者施策に関する資料等制作業務

2 担当部署

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係
TEL011-211-2976

3 業務概要

本業務は、札幌市（以下「委託者」という。）が示す、健康寿命延伸に向けた高齢者施策の実施案（以下「実施案」という。）に対する市民の理解を深めていただくことを目的として、資料（動画コンテンツを含む）を制作するものである。

4 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

5 業務内容

(1) 業務全般

- ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。また、事業の進捗状況は綿密に報告すること。
- イ 高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組として実施する「（仮称）健康アプリ」の導入と、70歳以上の市民を対象とした「敬老優待乗車証制度（以下「敬老パス」という。）」の事業内容の見直しというふたつの取組を柱とした実施案の理解促進を図るものとする。
- ウ 受託者は、制作における必要な人員、スタジオ、機材等を確保すること。なお、制作に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、各種データ費等）は、すべて受託者の負担とする。
- エ 資料及び動画の制作において、校正はいずれも5回程度とするが、必要な場合はこれに限らず対応すること。なお、校正に当たっては、制作の意図やイメージ等を共有するため、必要に応じて市と打ち合わせを行うこと。
- オ 高齢者にとって理解しやすいものとなるよう、全ての制作物はテキストのサイズやカラーユニバーサルデザイン等に配慮したものとする。

(2) 展示用パネルの制作

ア パネルの内容

以下に示す項目について、委託者が提供する資料やデータを参考に展示用パネルを制作すること。

なお、パネルの制作に当たって、受託者はわかりやすく伝わりやすいデザイン及びレイアウトを検討の上、事前に構成案を委託者に提示し、委託者による修正・確認を得ること。

(ア) 健康寿命の延伸に向けた取組

- ・健康寿命の延伸に向けた取組の主旨及び目的
- ・「(仮称)健康アプリ」の概要

(イ) 敬老パスの見直し

- ・敬老パスの現状
- ・見直しの主旨及び目的
- ・見直しの内容（経過措置の内容を含む）

イ パネルの枚数

30 枚程度（スチレンボード、B 1 サイズ）

ウ 想定する活用方法

- ・市民への説明等において設置
- ・市役所、区役所等市有施設において設置

(3) 概要資料の作成

ア 概要資料の内容

5-(2)で作成する展示用パネルについて概要資料を作成し、データを納品すること。

概要資料は、5-(2)ア-(ア)「健康寿命の延伸に向けた取組」、5-(2)ア-(イ)「敬老パスの見直し」のテーマ毎に作成すること。

イ 概要資料の規格

(ア) サイズ

A 3（420mm(横)×297mm(縦)）片面 テーマ毎に1枚程度

(イ) 色数

4色カラー

ウ 想定する活用方法

- ・市民への説明等において配布
- ・パブリックコメント等の市民意見募集時に参考資料として配布
- ・市役所、区役所等市有施設において配布
- ・札幌市公式ホームページへの掲載

(4) 動画コンテンツ制作

ア 動画の内容

以下に示す項目に触れること。また、動画のベースとなる情報やデータは委託者が提供

するので、受託者は、提供された情報やデータを参考に制作すること。

なお、作成する動画は、イラスト、アニメーション、もしくはこれらの合成等により、わかりやすく伝わりやすい映像編集の工夫を行うこと。

また、動画の制作に当たっては、事前に構成案を作成するほか、ラフ画や絵コンテ等を用いて動画のイメージを委託者にわかりやすく提示し、委託者による修正・確認を得ること。

(ア) 健康寿命の延伸に向けた取組

- ・健康寿命の延伸に向けた取組の主旨及び目的
- ・「(仮称) 健康アプリ」の概要

(イ) 敬老パスの見直し

- ・敬老パスの現状
- ・見直しの主旨及び目的
- ・見直しの内容（経過措置の内容を含む）

イ 動画の長さ

健康寿命の延伸に向けた取組と敬老パスの見直しそれぞれについて、5分程度で作成すること。

ウ 音声、BGM 等

各動画には、映像に調和する BGM や音響効果を使用すること。なお、使用する BGM 等は、著作権許諾処理を完了し、本動画の再生において無期限に使用が可能であるものとする。また、各動画には、ナレーションを挿入するとともに、映像、音声で提供する情報と同等の情報となるよう字幕を付すこと。

エ 動画品質及び形式

原則として、画質はフル HD、アスペクト比は 16：9 とする。また、YouTube で配信でき、最新バージョンの Google Chrome、Firefox、MS Edge、Safari、Opera で再生できる形式とすること。

オ 想定する活用方法

- ・市民への説明等においてプロジェクターやディスプレイで放映
- ・市役所、区役所等市有施設に設置されているディスプレイで放映
- ・札幌市公式ホームページ（YouTube）への掲載

カ その他

- ・本業務で作成する動画は、その活用の性質上、連続放映を行うことが想定されるため、動画が連続再生されることを想定した構成とすること。
- ・映像の発信元が札幌市であることが認識できるよう、クレジット表記等を挿入すること。

6 成果物及び納品期限

成果物	数量	形式	納品期限（予定）	備考
説明パネル（スチレンボード・B1サイズ）	一式	－	令和6年11月15日（金）	
説明パネル（データ）	一式	－	令和6年11月8日（金）	契約締結後、別途委託者と協議のうえ、委託者が更新可能な形式で納品すること。
概要資料	一式	－	令和6年11月8日（金）	
動画データ	10	5-(4)-エのとおり	令和6年11月8日（金）	DVD に保存し納品すること。また、コピーガードは設けないこと。

7 特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打合せの上作業するとともに、業務の進捗状況について委託者に報告すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせを行うこと。なお、資料を作成する場合は、図示化するなど、分かりやすいものとする。
- (3) 受託者は業務の実施にあたり、各コンテンツの制作に必要な能力と経験を有する者を配置すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、この仕様書に定めるほか、札幌市条例、及びその他の関係法令等を遵守しなければならない。また、業務の細部や本仕様書に疑義が生じた事項については、委託者と受託者の双方協議のうえ決定するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方協議のうえ決定するものとする。

8 著作権等について

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は成果物について、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含

むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。

- (4) 当該成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

9 提出書類

本業務の遂行に当たっては、上記6で定める成果物の他、以下に定める書類を担当者に提出すること。

- (1) 業務完了時
完了届
- (2) 随時
担当者が必要と判断し指示するもの

10 環境への配慮

本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 留意事項

- (1) 業務作業中における事故の発生や過失によりサービスに影響を与えた場合等は、速やかに委託者へ報告し、委託者指示の下受託者の責任において一切を処理すること。
- (2) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように注意すること。
- (3) その他、非常時または緊急時の対応が必要になった場合、直ちに委託者と協議し、必要な措置を講じること。